

## 建設現場における遠隔臨場に関する監督試行 実施要領

### 1 趣旨

この要領は、建設現場における遠隔臨場に関する監督業務の試行に関し、必要な事項を定める。

### 2 目的

本要領は、上下水道工事の建設現場において「段階確認」、「材料検査」、「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の業務の効率化と円滑な施工の確保を図ることを目的とする。

なお、試行は今後の適正な取り組みに資するため、効果の検証及び課題の抽出を行うために実施するものである。

### 3 定義

遠隔臨場とは、スマートフォン等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料検査」、「立会」を行うものである。

### 4 試行対象工事

対象工事は、熊本市上下水道局が発注する設計金額が25,000千円以上の水道工事及び60,000千円以上の下水道土木工事及び5,000千円以上の下水道施設工事（機械、電気）のうち（※基本的に対象工事は特記仕様書に記載。）、本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事箇所を試行対象工事とする。（現在施工中の工事も可）なお、試行対象工事は、工事契約後に受発注者で実施するか否か協議し、決定するものとする。ただし、受注者は、試行に参加しなかったことにより、何ら不利益を被ることはない。

### 5 試行期間

試行期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日とする。

### 6 試行内容

#### （1）段階確認、材料検査、立会での確認

- ①受注者は、設計図書に従って、監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ別に定める立会願を監督職員に提出し、発注者は遠隔臨場を適用する場合はその旨を受注者に通知すること。
- ②受注者がスマートフォン等により撮影した映像と音声を監督員へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認し、試行内容に応じてスマートフォン等の画

面を画像（スクリーンショット）で保存する。内容については受注者との協議により実施するものとする。

③保存した画像については、水道工事施工管理基準及び下水道工事施工管理基準に従い取りまとめるものとする。

④使用機器については、スマートフォン等に限らず、ヘルメットや体に装着可能なウェアラブルカメラやタブレット等のモバイル端末を使用することも可能である。

なお、スマートフォン等の使用は、「段階確認」、「材料検査」、「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等にも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

## （2）機器の準備

本試行に要する受注者が使用するスマートフォン等の映像と音声の配信に必要な機器等は、受注者が手配するものとし、監督員は、原則、監督課が所有するタブレット端末等を使用するものとする。

なお、双方向の通信手段等の詳細については、受注者と監督員が協議し決定するものとする。

（注 1）監督課の業務等の都合で機器の準備が整わない場合は、受注者は監督課が使用する機器も準備し試行を行うことは可能である。（手引書 2 ページ 5 参照）

## （3）効果の検証

受注者は、本試行を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は監督員の指示による。

## （4）費用

本試行工事に要する費用は、スマートフォン等のレンタル代金として 3,000 円/月を上限として積み上げ計上するものとし、設計変更で対応する。実施前に見積書等の提示を行い、監督員と協議すること。

## 7 工事成績評定

試験的運用のため評価しないものとする。

## 8 留意事項等

受注者は、試行にあたり以下に留意する。

（1）被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

（2）ウェアラブルカメラ等を作業員に装着させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。

（3）施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。

（4）画像の編集については、影などで視認しにくい画像のコントラスト等の調整は可と

する。

(5) 映像で確認できない内容の立会や確認は、従来通り臨場により実施する。

## 8 その他

本要領に記載されていない事項については、監督員と協議すること。

## 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。